

# 名古屋市における土・日曜日のクラブ活動の団体登録手引き

## 1 目的

名古屋市立中学校の土・日曜日における部活動について、令和7年10月から大会参加等を除き実施しなくなることに伴い、中学生に名古屋市における土・日曜日のクラブ活動（以下「土日クラブ活動」という。）を提供するために、土日クラブ活動の運営団体・実施主体となる団体等（以下「活動団体」という。）を登録するにあたり、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

## 2 土日クラブ活動の概要

### (1) 運営団体・実施主体

中学校区や名古屋市内等におけるスポーツ・文化芸術活動を行う団体が運営団体・実施主体となり、生徒たちに活動の場を提供する。

### (2) 団体登録制

土日クラブ活動は団体登録制とする。名古屋市教育委員会（以下「委員会」という。）に登録申請を行い、「3 登録要件」の基準に基づいた審査を受け、名古屋市における土・日曜日のクラブ活動の登録証（以下「登録証」という。）の交付を受けた団体が登録団体となる。

### (3) 活動場所

土日クラブ活動の活動場所は、公共のスポーツ・文化施設、名古屋市立中学校の施設（以下「中学校施設」という。）等とする。

中学校施設の使用を希望する活動団体のうち登録証の交付を受けた団体は、専用ウェブサイトから中学校施設使用申込を行うことができる。

### (4) 参加場所

生徒は、中学校区の枠を超えて、市内全域から自由に種目を選び、参加ができる。登録団体は、地域を限定した参加者募集を行うことができない。

### (5) 専用ウェブサイトの構築・運営

生徒と活動団体をスムーズに結びつけるため、土日クラブ活動を一元的に管理する専用ウェブサイトを構築し、生徒が多様な活動の中から興味のある活動に気軽に参加申込できる環境を整備する。

### (6) 月会費等

各団体の活動が持続可能なものにするため、活動は会費制とし、参加者が負担する。

### 3 登録要件

- (1) 活動団体の登録を行うためには、次の要件を全て満たすこととする。
  - ア 登録後1年以内に少なくとも1回はスポーツ又は文化芸術に関する活動機会（以下「活動メニュー」という。）を提供できること。
  - イ 活動団体のスタッフは、責任者（18歳以上の者に限り、高校生は除く。）や活動現場で指導をする指導者又は指導補助者（以下「指導者等」という。）含めて3名以上で構成すること。また、指導者等は、原則として、2名以上であること。
  - ウ 団体規約又はそれに準ずるものを定め、遵守していること。
  - エ 登録の申請時点において当該活動団体に所属するスタッフのうち全ての指導者等は、委員会が指定する研修動画を視聴し、当該研修動画の内容の習熟度を確認するテストに合格（以下「研修受講等」という。）していること。
- (2) 上記の要件にかかわらず、次のいずれかに該当する活動団体は、登録することができない。
  - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員の統制の下にある団体
  - イ 政治活動又は宗教活動を目的とした団体
  - ウ 前2号に掲げるもののほか、委員会が適当でないと認めた団体

### 4 申請方法

以下ウェブサイトにて団体登録の申請を受け付ける。

URL：<https://forms.gle/X4u4rAEZ2DX2fa5M7>

### 5 その他

- (1) 登録証  
団体登録の申請を行い、委員会が登録の決定を行った団体には、登録証を交付する。
- (2) 登録の有効期間  
登録団体の登録の有効期間は、登録決定の日（以下「登録日」という。）から起算して、登録日の属する年度の3月31日までとする。  
登録団体が次年度の登録の更新を行うための要件は、原則として、期間満了前までに登録団体に所属するスタッフのうち全ての指導者等が、研修受講等することとする。
- (3) 指導者認定証  
3(1)エの研修受講等した指導者等には、名古屋市における土・日曜日のクラブ活動の指導者認定証を交付する。

#### (4) 活動要件

登録証の交付を受けた団体が活動を行うためには、次の要件を全て満たすこととする。

ア 土日クラブ活動の参加対象者は中学校又はこれに準ずる学校に在学する者（市内に住所を有する者に限る。以下「中学生」という。）であること。ただし、主な参加者が中学生であるときは、中学生以外の者を含むことができることとする。

イ 中学生に活動メニューを提供できること。

ウ 活動メニューは土曜日又は日曜日に提供できること。ただし、平日の活動メニューは登録の対象外とする。

エ 活動メニューの1回当たりの活動時間は3時間以内であること。

オ 中学生を指導するに当たり、専門性や資質・能力を有する者が指導できること。

カ 名古屋市立学校の教員が活動団体のスタッフに含まれている場合は、当該教員は勤務校の属する中学校ブロックでの活動に従事しないこと。

#### (5) 実施方針

前項に規定するもののほか、「名古屋市における土・日曜日のクラブ活動の実施方針」に則った活動・運営を行うこと。

#### (6) 活動場所の調整

特定の中学校施設において同一種目の活動内容の希望が複数あった場合や、同一団体において活動を希望する場所が複数ある場合は、活動の空白エリアを案内するなど、委員会が活動場所の相談をすることがある。

#### (参考資料)

本市ウェブサイト「名古屋市立中学校における部活動の見直しに向けて」

<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000176208.html>

※ 上記 URL に「名古屋市における土・日曜日のクラブ活動の実施方針」を掲載しています。